

議案第 5 号

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 1 日提出

五ヶ瀬町長 原 田 俊 平

平成 年 月 日

五ヶ瀬町議会議長 小 笠 まゆみ

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例（昭和36年条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1中第6号を次のように改める。

(6) G パーク宿泊施設

(単位：円)

1泊の料金	大人1人につき	金額
		6,090
温泉使用料		500

- ① 1泊の料金について、小学生は上記金額の60%とし、未就学児は無料とする。
- ② 1泊の料金について、繁忙期には町長が別に定めた額を加算する。

同表に次の2号を加える。

(13) 五ヶ瀬の里キャンプ村

(単位：円)

区分	金額	
	大人	小学生以下
平屋バンガロー（1人～3人）	2,500	1,500 (3歳以下 無料)
2階建てバンガロー（4～6人）	3,000	2,000 (3歳以下 無料)
ミニログハウス（2人用）	1,500	1,000
管理棟（2階スペース）	2,000	1,000
テント入場料	500	250
テント持込み（1張）		550
デイキャンプ		300

平屋バンガロー及び2階建てバンガローを11月から3月まで利用する場合は、大人一人につき300円を加算する。

(14) 五ヶ瀬ふれあいの里

(単位：円)

宿泊料金	4月～10月		11月～3月		年末年始	
	大人	こども	大人	こども	大人	こども
	3,200	2,200	3,400	2,400	4,200	3,200
ホール	午前9時から午後5時				5,200	
	午後5時から午後9時				5,200	
東屋	東屋のみの場合				5,200	
	バーベキューコンロ1台				1,000	

①年末年始は、12月20日から1月5日までをいう。

②こどもは、4歳から小学校6年生までとし、3歳以下の幼児は無料とする。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。